

### 3. 平成15年度決算に基づく社員配当金例示

平成15年度決算に基づく社員配当金を当社「定期付終身保険」等について例示しますと次のとおりです。

毎年配当タイプの場合

〔例1〕 定期付終身保険(25倍型)の場合

契約年齢30歳・60歳払込満了・年払・男性・10年更新型・平準払込方式  
死亡保険金 保険料払込中 5,000万円・保険料払込満了後 200万円

契約年度 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金	死亡時の受取金額 [保険金+配当金]
平成10年度 (6年)	円 194,566	円 39,870	円 50,016,510
9年度 (7年)	194,566	16,510	50,016,630
8年度 (8年)	194,566	16,630	50,016,250
7年度 (9年)	196,714	17,090	50,016,490

(注) 1. 「死亡時の受取金額」欄は、契約応当日以降死亡の場合の受取金額を示します。  
2. ( )内の経過年数は、平成16年度の契約応当日における経過年数です。

〔例2〕 定期付終身保険(6倍型)の場合

契約年齢30歳・60歳払込満了・年払・男性・10年更新型・平準払込方式  
死亡保険金 保険料払込中 3,000万円・保険料払込満了後 500万円

契約年度 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金	死亡時の受取金額 [保険金+配当金]
平成10年度 (6年)	円 177,285	円 13,500	円 30,004,800
9年度 (7年)	177,285	4,800	30,004,150
8年度 (8年)	177,285	4,150	30,003,200
7年度 (9年)	164,035	550	30,000,000

(注) 1. 「死亡時の受取金額」欄は、契約応当日以降死亡の場合の受取金額を示します。  
2. ( )内の経過年数は、平成16年度の契約応当日における経過年数です。

### 新種特別養老保険の場合

〔例3〕

契約年齢30歳・保険期間30年・年払・男性  
保険金 100万円

契約年度 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金	満期・死亡時の受取金額 [保険金+配当金]
平成6年度 (10年)	円 23,946	円 0	(死亡) 1,000,000
元年度 (15年)	19,980	0	(死亡) 1,000,000
昭和59年度 (20年)	21,670	0	(死亡) 1,000,000
54年度 (25年)	22,900	0	(死亡) 1,013,500
49年度 (30年)	25,400	-	(満期) 1,077,000

- (注) 1. 「満期・死亡時の受取金額」欄は、満期または契約応当日以降死亡の場合の受取金額を示します。  
2. ( )内の経過年数は、平成16年度の契約応当日における経過年数です。

5年ごと利差配当タイプの場合

### 更新型終身移行保険の場合

〔例4〕

契約年齢30歳・60歳指定年齢・年払・男性  
死亡保険金5,000万円・生存給付金30万円

契約年度 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金
平成11年度 (5年)	円 151,641	円 0

- (注) ( )内の経過年数は、平成16年度の契約応当日における経過年数です。

### 終身保険の場合

〔例5〕

契約年齢30歳・60歳払込満了・年払・男性  
保険金 1,000万円

契約年度 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金
平成11年度 (5年)	円 214,740	円 0

- (注) ( )内の経過年数は、平成16年度の契約応当日における経過年数です。

前記の配当金は、以下のとおりとなっています。

#### 毎年配当タイプの場合

次の a、b、c の合計額です。

- a . 危険保険金に被保険者の年齢、性別および予定死亡表の区別に応じた配当率を乗じた額（死差配当）
- b . 保険金に次の配当率（保険金100万円につき）を乗じた額（費差配当）

昭和49,54年度契約	1,850 円
昭和59年度契約	1,200 円
平成元年度契約	800 円
平成6,7年度契約	250 円
平成8,9,10年度契約	定期特約部分 100 円 養老・終身保険部分 250 円

なお、5年以上継続した契約（死亡時の配当金については、4年以上継続した契約）に対しては、総保険金額が2,000万円を超える部分について保険金額100万円につき225円加算します。  
また、配当回数5回目以降5回目ごと（配当回数5回目、10回目、15回目……）に、総保険金額2,000万円超の契約（前記の契約例の場合、[例1]、[例2]の平成10年度契約における継続中の契約の配当金）については、2,000万円を超える部分に対して保険金額100万円につき750円を加算します。（「5年ごと加算配当」）

- c . 責任準備金に次の配当率を乗じた額（利差配当）

昭和49年度契約	2.35 %
昭和54,59年度契約	3.75 %
平成元年度契約	4.25 %
平成6,7年度契約	2.10 %
平成8,9,10年度契約	1.10 %

なお、a、b、cの合計額（特約を含む）がマイナスになるときは、零とします。

#### 5年ごと利差配当タイプの場合

5年ごと利差配当タイプの配当の仕組みは、毎年配当タイプとは異なり、ご契約6年目から5年ごとに配当金をお支払いします。平成16年度配当においては、平成11年度に加入したご契約が5年ごとの配当金の支払時期を迎えます。

平成16年度配当においては、5年ごとに通算した資産の運用状況から生じる利差配当は多くの契約でマイナスとなり、配当金は零となります。

## < 参考 >

1. 平成15年度決算に基づく社員配当率の概要は次のとおりです。

(1) 個人保険・個人年金保険の社員配当率

前年度の基準どおり据え置きとしました。

この結果、毎年配当タイプの死亡保障性の強い高額の定期付終身保険等のご契約では、配当金のお支払いがありますが、毎年配当タイプの養老保険等の貯蓄性の強いご契約や多くの5年ごと利差配当タイプ(Uシリーズ)のご契約では、配当金が零となります。

(2) 団体年金保険については前年度と同様に配当金はありません。

2. 今年度にお支払いする配当金を前年度以前にお支払いした配当金とともに例示すると以下のとおりです。(毎年配当タイプの場合)

(1) 定期付終身保険(25倍型)・契約年齢30歳・60歳払込満了・年払・男性

10年更新型・平準払込方式

死亡保険金 5,000万円(保険料払込期間中)

200万円(保険料払込満了後)の場合

契約年度 (経過年数)	年払保険料	平成12年度に お支払いした 配当金	平成13年度に お支払いした 配当金	平成14年度に お支払いした 配当金	平成15年度に お支払いした 配当金	平成16年度に お支払いする 配当金
平成10年度 (6年)	円 194,566	円 5,920	円 13,440	円 11,820	円 17,730	円 (* ) 39,870
9年度 (7年)	円 194,566	円 14,660	円 12,760	円 17,730	円 (* ) 39,870	円 16,510
8年度 (8年)	円 194,566	円 14,080	円 24,810	円 (* ) 39,870	円 16,510	円 16,630
7年度 (9年)	円 196,714	円 40,110	円 (* ) 50,370	円 17,770	円 17,210	円 17,090

(2) 定期付終身保険(6倍型)・契約年齢30歳・60歳払込満了・年払・男性

10年更新型・平準払込方式

死亡保険金 3,000万円(保険料払込期間中)

500万円(保険料払込満了後)の場合

契約年度 (経過年数)	年払保険料	平成12年度に お支払いした 配当金	平成13年度に お支払いした 配当金	平成14年度に お支払いした 配当金	平成15年度に お支払いした 配当金	平成16年度に お支払いする 配当金
平成10年度 (6年)	円 177,285	円 3,400	円 7,950	円 5,800	円 6,900	円 (* ) 13,500
9年度 (7年)	円 177,285	円 9,100	円 7,200	円 6,900	円 (* ) 13,500	円 4,800
8年度 (8年)	円 177,285	円 8,600	円 8,650	円 (* ) 13,500	円 4,800	円 4,150
7年度 (9年)	円 164,035	円 14,900	円 (* ) 16,450	円 3,200	円 1,800	円 550

(3) 新種特別養老保険・契約年齢30歳・保険期間30年・年払・男性

保険金100万円の場合

契約年度 (経過年数)	年払保険料	平成12年度に お支払いした 配当金	平成13年度に お支払いした 配当金	平成14年度に お支払いした 配当金	平成15年度に お支払いした 配当金	平成16年度に お支払いする 配当金
昭和59年度 (20年)	円 21,670	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
49年度 (30年)	円 25,400	円 0	円 0	円 0	円 0	円 (満期時) 77,000

(注) 1. ( )内の経過年数は、平成16年度の契約応当日における経過年数です。

(注) 2. (\*)を付した配当金には、「5年ごと加算配当」を含みます。

(注) 3. 満期時にお支払いする配当金には、特別増加保険金を含みます。